

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年8月8日（火） 午後1時30分
閉会日時	令和5年8月8日（火） 午後3時50分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第33号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
- 議案第34号 令和5年8月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
（令和5年度8月補正予算）
- 議案第35号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について
（湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正）
- 議案第36号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について
（令和5年度9月補正予算）
- 議案第37号 秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について
- 議案第38号 湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について
- 議案第39号 令和4年度教育行政評価について

【前回議事録の承認】

今回承認を要する議事録なし。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・小中学校の夏季休業：7月23日～8月24日まで
- ・学校閉鎖（部活動なし）：8月11日～15日まで

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

- ・秋田県吹奏楽コンクール：7月28日・29日（ミルハス）
 [大編成] 湯沢南中学校：金賞 東北大会（8月27日：山形市）
 [合同の部] 皆瀬中学校・東成瀬中学校：金賞
- ・七夕絵どうろうまつり
 湯沢東小学校3年生児童：七夕まつりを紙芝居で表現。英語での紹介も行った。
 湯沢北中学校：科学実験
 サマーミュージックフェスティバル：小中学生が合唱、吹奏楽に参加
 プロジェクションマッピング
- ・皆瀬小・中学校：第27回富士山交流登山（中学生16名、小学生7名参加）

【議 事】

○議案第33号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について

※ 公正性を保つため、秘密会とすることが教育長から提案され、委員全員の賛同により非公開の取扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退席。

<質疑等>

なし

事務局職員再度着席時に、教育長から本議案「可決」を報告。

○議案第34号 令和5年8月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（令和5年度8月補正予算）

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	掘ってみて初めて、ここは軟弱だと、このままでは芝生は貼れないという状態になったのか。
生涯学習課長	稲川野球場に関しては、これまで球場として活用の実績があるグラウンドである。新規でグラウンドを造る場合は、「CBR試験（道路の路床土支持力を調べる試験方法）」を必ず行うが、稲川野球場に関しては実績があったため、設計の段階で設計業者が試験は行わないと判断したものである。
委員	軟弱地盤であることを分かっている工事は進められないと思うので、これについては、きちんとできる方向でお願いしたい。
部長	本日、皆様に本予算を審議いただき、良ければ市議会に提案し、審議いただく予定である。それに向けて、市議会の全員協議会において議員の皆様にご説明させていただいた。設計の段階でボーリング調査をしなかったのか、先の事例等を踏まえ、慎重性にかけていたのではないかとのお話をいただいた。ボーリング調査には櫓を組み、2～3週間ほどかかる。現在使用中であるグラウンドにおいては、そこまでする必要はないのではないか、改修の場合はそのような調査は行わないことが通例の

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

	<p>ようであることなども踏まえ、調査は行わなかった。 市議会において予算を議決いただければ、契約の手続きに進んでいきたい。</p>
--	--

- 議案第35号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市宮野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正）

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	資料7ページに、「き損」と「毀損」とある。改める意味は何か。
教育総務課長	常用漢字に「毀」が加わったため、改めるものである。

- 議案第36号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度9月補正予算）

（教育総務課長、生涯学習課長が資料に基づき説明）

※資料の訂正

当日追加資料4ページ、「2改修事業費について」の「機械設備693,110千円（令和5年度分53,318千円）」を「機械設備693,110千円（令和5年度分53,316千円）」に訂正。

<質疑等>

委員	学校のエアコンが壊れた場合、修理か買替えか、どのように検討するのか。
教育総務課長	学校のエアコンに関しては、令和3・4年度で新規のものを導入した。今回壊れたものは湯沢東小学校については従来のもの。屋外機を修理すれば使用できるということで、購入よりも安価であったため修理することとした。稲川小学校については、令和3年度に設置した新しいものであったが、屋外機の接合部分の不具合で修理可能であり、部品交換による修理が安価であったことから修理することとした。湯沢北中学校については、従来から使われているもので、湯沢東小学校と同じ対応が可能であったため修理することとした。
生涯学習課長	文化会館の空調設備については、建設当時から45年、劣化による内部の腐食であり、結露により水が流れ出る状態になっていることから、改修が必要となっている。
委員	稲川小学校のエアコン修理について、接合部分に不具合が生じているとのことであったが、それは、業者側のミスなのか。
部長	工事が終わった時の検査では問題なかったが、1年、2年と使ううちに、今年、特定の教室で冷風が出てこず、確認したと

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

	ころ、原因が接合部分とのことだった。1年間は瑕疵担保の保証期間のある契約をしているが、施工段階での誤りや不良品などの確認をしているところで、場合によっては事業者負担していただく可能性もある。
委員	山田小学校の体育館修理の原因となった「ヒマラヤスギ」を伐採することのことだが、これは記念植樹された木など、大事なものではないのか。
教育総務課長	学校に確認したところ、記念植樹ではないと回答を得ている。学校の下承を得て伐採する。
委員	文化会館の工事について、事務室を文化交流センターに移転することのことだが、放課後児童クラブがあり、また、そよ風教室が入ると聞いていた。スペース的に大丈夫か。
生涯学習課長	文化交流センターの事務室に関しては、現在使っている事務室を使わせていただくこととしている。他の団体には影響は出ない。
部長	文化交流センターの受付を行っている事務室、現在二人の職員がいるが、スペース的に問題ないということで、そこに文化会館の事務室を移転する。
委員	稲川中学校教育振興費においては、総合的な学習で使用するための予算とのことだが、各学校の振興費でも均衡に割り振られているのか。また、総合的な学習をほかの学校がやりたいと言ったときは、それを汲み取るといった体制になっているのか。
部長	学校ごとに上限の枠を設け、学校の総合学習の計画により予算化しているものと思われる。違っていた場合は後ほど訂正する。今回は既にハート形のリングを作ることは決まっていたが、木を借り上げるための予算が欠落していたため補正するものである。
委員	湯沢北中学校の支障木について、倒木の危惧がある、というのは業者が判断するのか。
教育総務課長	こちらについては、見るからに幹が枯れているのが分かる状態であり、事業者にも見てもらったところ危険性があるとのこと伐採することとした。
委員	先ほど、他の委員が言ったように記念樹の場合もある。一見大丈夫かと思っても中が空洞ということもあり得る。木を伐ったことにより、他の木に影響を及ぼすことがあるとアドバイスをいただいたことがある。気象状況が変わってきていることによる影響もあると思う。プロの意見を取り入れる必要もあるのではないかと思い聞いたところだった。
部長	定期的な契約はしていないが、必要に応じ、市内の造園業者

令和 5 第 7 回 湯沢市教育委員会議事録

	にてみていただいている。
委員	文化会館の大規模改修について、大掛かりな工事費であるが、資材の高騰、納期の遅れなどは大丈夫か。
生涯学習課長	大規模改修を行う場合の費用については実施設計により見積もっている。事業費についても再三確認している。資材に関しては、現在は大丈夫と事業者から聞いている。

- 議案第37号 秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

- 議案第38号 湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

- 議案第39号 令和 4 年度教育行政評価について

※ 事前配付したため改めて説明は行わず、委員から質問・意見を求めた。

学校教育の推進

<質疑等>

委員	コミュニティ・スクール（以下「CS」という。）を実施しているが、今は学校の中に地域を取り込む方向で進んでいる。湯沢市の教育推進の目玉でもあるので充実させてほしい。
委員	ボランティアで学校へ行っているが、外部の人の存在が子どもたちの励みになると感じることも多くある。
学校教育課長	学校では「地域に開かれた学校」から、「地域と共にある学校」として捉え方を変えて、学校と地域と一体化して子どもたちを育てていきたいと考えている。CSの活動の具体的な姿や意味などが浸透していないなどの課題があったが、研修会など行い活動が充実するよう取り組んでいる。
委員	不登校対応マニュアルは学校用であろうが、保護者にも見てほしいと思う。
部長	どちらかといえば、教諭側の対応マニュアルであるが、保護者の方にお知らせしたほうが良い内容であるか確認する。
委員	教職員の資質向上について、指導主事訪問の日数について前年度から減少しているが要因はなにか。

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

学校教育課長	計画的に行うものと、要請があった際に行うものがある。要請が少なければ回数は減ることとなる。積極的に活用いただくよう、校長会、教頭会でも呼び掛けている。
委員	英語の体験教室について参加者があまり多くないと感じる。英語を話す環境、機会をつくることが重要でないか。
学校教育課長	昨年度まではコロナ禍であったため体験教室は開催できなかった。今年度から従来どおり、インテンシブイングリッシュデーを年2回企画している。夏休み開催の事業には定員を超える希望者がいたが、バスの定員いっぱいまで参加者を受け入れることとした。冬休みも体験を中心にして話す必要性を作り出しながら事業を展開したい。
委員	県の学習状況調査により中学1年生が県平均を下回っていたが改善したのは良かった。引き続き生徒に勉強に取り組む指導をお願いしたい。
学校教育課長	春に国で行った学習状況調査ではさらに改善がみられ、県平均を上回るものもあった。引き続き状況を注視し必要な支援を行っていききたい。

教育環境整備の推進

<質疑等>

なし

学校給食の推進

<質疑等>

委員	食育に関する授業は今も大事であるが、効果は10年後に現れることを伝えることが大切である。
教育総務課長	令和4年度は食育に関する授業は市内全12校を対象としていた。小学校はすべて行ったが中学校は1校しか実施できなかった。令和5年度は委員からの意見を踏まえ、できるだけ多くの学校に対し食育授業を行っていききたい。
委員	多くの給食を作る上で大きな事故もなく安定的に運営できている。令和5年度から民間委託になったが引き続き安定的な運営をしていただきたい。おいしい給食だけでなく栄養価や季節のもの、地場産品を使用した給食を提供いただき、親としても感謝している。
教育総務課長	調理配送業務を民間に委託しているが、献立は栄養教諭が決めている。栄養価や季節のもの地場産品については引き続きそのように努めていきたい。
委員	農家からの直接買い付けは土の除去など手間があるので難儀

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

	をかけている。地元のもの良さを教えることで、大人になった際に地元のもの食べる。やがては日本の農家を守ることにもつながる。
教育総務課長	地場産品の使用については業者から仕入れている。ある程度まとまった量が必要だが、農家から直接仕入れのルートも検討していきたい。
委員	食物アレルギーの子どもへの対応を毎年行っただきありがたく思う。
教育総務課長	アレルギー対応については、申し出いただいた方に4者で面談をしている。症状が変わらない限りはそのままの継続対応である。症状が変わった際には都度面談をさせていただいている。
教育長	学校では年度末に毎年確認している。
委員	センター建設から7年となり、配管の破裂や機器の不具合が多く出ているとあるが、給食が止まることないようにお願いしたい。
教育総務課長	機器の保守は業者にもお願いしている。給食が止まってしまうと子どもたちも困ると思うので、故障の兆候が見られた際には早め早めの修繕を行っていく。

生涯学習の推進

<質疑>

委員	「和輸入」の事業に参加させていただいた。悩んでいる、不安に思っている母親の声を聴くことが一番で、その際に一言二言のアドバイスで、自分の力で今の状況から良い方向に見つけてくれることができるのではないか。
生涯学習課長	子育ての中での悩みや分からないことを導くようなヒントを出すことで子育てに対する幅も出てくると考えられる。
委員	出前講座について人気もあり、学びたいという市民も多いことから講座メニューを考え、拾い上げて充実させていただきたい。
生涯学習課長	災害に対して、地域での助け合うための問い合わせが多い。
委員	サマーミュージックフェスティバルは非常に素晴らしかった。評価が3点となっているが4点でもよかったのでは。
生涯学習課長	おおむね達成はしたと認識しているが、観客の入り具合や謙虚さがでたのでは。
委員	司会の方にも七夕まつりへの案内をしていただき、文化会館がシャトルバスの発着所となっていることから流れがよくなったと感じる。

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

生涯学習課長	今回は七夕まつりに合わせた開催としたことで、相乗効果が表れたと考えられる。
委員	学校の希望に応えリモートにより出前講座を開催したとあるが、どのようなメニューをどこの学校で行ったのか。
生涯学習課長	手持ち資料がないため、後程回答させていただく。
部長	リモートでの開催は、機器があるため、求められた出前講座のメニューであれば開催することは可能である。

文化財保護の推進

<質疑>

委員	金剛院を直していただいたが、一般の方が見たことがないというのはもったいない。ぜひ多くの方に見ていただきたい。
文化財保護室長	個人で住んでいる方に管理をしていただいている状況である。いままで観覧の機会は設けてこなかったが、今後は企画を考えたい。
委員	文化財保存活用地域計画周知に係る地域モデル事業の実施と市全体で統一した仕様の案内板、説明板の整備の評価が1点となっているが、今後、継続して取り組んでいくのか。
文化財保護室長	文化財保存活用地域計画周知に係る地域モデル事業についてはコロナ拡大のため見送ったが、今年度実施予定である。市全体で統一した仕様の案内板、説明板の整備については調整がつかず着手できなかった。
委員	標柱・案内板の整備については予算がかかると思うのでなかなか取り組めないのでは。
文化財保護室長	市全体で観光地との統一した標柱とするとして内部での調整が必要になってくると考えている。協議を進めていく。
委員	御日記についてパソコンでの検索ができるとの記載があるので宣伝をお願いしたい。
文化財保護室長	御日記15巻においては若干の発行の遅れが生じている。それに伴いPRの不足もある。CD-ROMの同梱したことで以前より資料として活用いただけるものになっているので積極的にPRをしていきたい。
委員	七夕絵どうろうまつりの郡会議事堂でのプロジェクションマッピング、犬っこまつりでの民俗芸能発表など湯沢市の代表的な祭りや文化財を掛け合わせて外に発信することを続けていただきたい。ゆざわ学で発掘などの体験を子どもたちに経験すれば思い出し、愛着度が増し、担い手になってくれるのではと考える。

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

文化財保護室長	民俗芸能については担い手になってもらいたいとの思いから開催したところである。プロジェクションマッピングについては郡会議事堂を見たこともない子もいると思うが、歓声なども上がり好評であったがまだまだPRが足りないと感じる部分もあった。展示施設活性化プロジェクトで他の施設のPR動画も作成したので活用していきたい。
---------	--

スポーツ振興の推進

<質疑>

委員	障害者スポーツ講演会で瀬古氏を呼んでいるが、湯沢市出身で秋田県障害者スポーツ協会の会長がいる。県内の障害者スポーツの状況、情報を伝えていただければ普及するのではないか。
生涯学習課長	宣伝方法に関してはまだまだと感じる部分もある。宣伝広報に関してはこれから協議していきたい。
委員	湯沢城下チャレンジランについて、周辺住民を巻き込んでやるためにはどうしたら良いのか考えて企画していただきたい。
生涯学習課長	今年度はゆざわの休日のイベントと同日に行うこととしている。昨年に引き続き湯沢翔北高校の生徒をボランティアとしてお願いしている。趣向を凝らした大会にしていきたい。

部長	先ほど保留とさせていただいた事項について回答させていただく。 (生涯学習の推進) 学校の希望に応えリモートにより出前講座を行ったメニューについて、防災減災講座を湯沢南中学校2年生へ3回ほど行っている。
----	--

令和 5 第 7 回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第33号	令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択について	可 決
議案第34号	令和 5 年 8 月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（令和 5 年度 8 月補正予算）	可 決
議案第35号	令和 5 年第 3 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市宮野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正）	可 決
議案第36号	令和 5 年第 3 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和 5 年度 9 月補正予算）	可 決
議案第37号	秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について	可 決
議案第38号	湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について	可 決
議案第39号	令和 4 年度教育行政評価について	可 決

令和5第7回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第7回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年8月8日(火) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室44

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第7回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第33号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
- 議案第34号 令和5年8月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（令和5年度8月補正予算）
- 議案第35号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正）
- 議案第36号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度9月補正予算）
- 議案第37号 秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について
- 議案第38号 湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について
- 議案第39号 令和4年度教育行政評価について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第33号

令和6年度使用小学校教科用図書採択について

上記の案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

議案第34号

令和5年8月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

8月臨時会に提出する予算など

(単位：千円)

生涯学習課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	体育施設費	42,053	稲川野球場グラウンド等整備改修工事変更契約に伴う工事費の増

議案第35号

令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

指定管理者制度の導入を図るための湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。

湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部改正について

生涯学習課

1 改正理由

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、「湯沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等の規定に基づき、市民サービス向上と経費節減を図ることを目的に、湯沢市稲川野球場及び湯沢市稲川陸上競技場の指定管理者制度の活用を検討しており、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

施設の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体に行わせることができるよう改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部を改正する条例

令和5年 月 日

条例第 号

(湯沢市営野球場条例の一部改正)

第1条 湯沢市営野球場条例（平成17年湯沢市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第12条を第18条とし、同条の前に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 野球場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、野球場の使用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 野球場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 野球場の使用の許可に関する業務
- (3) 野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、野球場の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第7条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった野球場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第11条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「使用する者」の次に「(以下「使用者」という。)」を加え、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用時間)

第4条 野球場の使用時間は、午前5時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第5条 野球場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 前号のほか、積雪により使用不能となった日から融雪により使用可能と

なる日まで

別表第1中「別表第1（第7条関係）」を「別表第1（第9条、第16条関係）」に改め、別表第2中「別表第2（第10条関係）」を「別表第2（第12条関係）」に改める。

（湯沢市陸上競技場条例の一部改正）

第2条 湯沢市陸上競技場条例（平成18年湯沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 陸上競技場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、陸上競技場の使用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 陸上競技場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2） 陸上競技場の使用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、陸上競技場の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった陸上競技場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第9条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「使用者」を「第6条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削り、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用時間)

第4条 陸上競技場の使用時間は、日の出から日没までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第5条 陸上競技場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 前号のほか、積雪により使用不能となった日から融雪により使用可能となる日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯沢市営野球場条例及び湯沢市陸上競技場条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
湯沢市営野球場条例	
	(使用時間)
	第4条 野球場の使用時間は、午前5時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。
	(休場日)
	第5条 野球場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休場日を定めることができる。
	(1) 12月29日から翌年1月3日まで
	(2) 前号のほか、積雪により使用不能となった日から融雪により使用可能となる日まで
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 略	第6条 略
(使用の制限)	(使用の制限)
第5条 略	第7条 略
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第6条 略	第8条 略
(使用料)	(使用料)
第7条 野球場を使用する者 _____ から、使用料を徴収する。	第9条 野球場を使用する者 (以下「使用者」という。) から、使用料を徴収する。
2及び3 略	2及び3 略

(使用料の不還付)

第8条 略

(使用料の減免)

第9条 略

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第10条 略

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、施設若しくはその附帯設備をき損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 略

(使用料の減免)

第11条 略

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第12条 略

(損害賠償義務)

第13条 使用者は、施設若しくはその附帯設備を毀損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 野球場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、野球場の使用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6

条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 野球場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 野球場の使用の許可に関する業務

（3） 野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、野

球場の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第7条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった野球場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第18条 略

(委任)

第12条 略

湯沢市陸上競技場条例

(使用時間)

<p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p><u>(原状回復の義務)</u></p> <p><u>第7条 使用者がその使用を終えたとき、又は使用を停止させられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第8条 使用者</u></p> <hr/> <p>は、許可目的以外に使用し、その一部</p>	<p><u>第4条 陸上競技場の使用時間は、日の出から日没までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>(休場日)</u></p> <p><u>第5条 陸上競技場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休場日を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(2) <u>前号のほか、積雪により使用不能となった日から融雪により使用可能となる日まで</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第9条 第6条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u></p> <p>は、許可目的以外に使用し、その一部</p>
--	--

若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第9条 使用者は、施設若しくはその附帯設備をき損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第10条 使用者は、施設若しくはその附帯設備を毀損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 陸上競技場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、陸上競技場の使用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により陸上競技場の

管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 陸上競技場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 陸上競技場の使用の許可に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、陸上競技場の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（原状回復義務）

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第

<p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p><u>11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった陸上競技場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>
---------------------------	---

議案第36号

令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武石 睦

提案理由

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第37号

秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について

秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

秋田県体育協会が秋田県スポーツ協会に、湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、関係する規則の改正を行うものです。

秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

秋田県体育協会が秋田県スポーツ協会に、湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、関係する規則の一部を改正するものです。

2 規則等の改正の理由

令和3年4月1日に秋田県体育協会が秋田県スポーツ協会に、令和5年5月12日に湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、以下の規則の一部を改正するものです。

- ①湯沢市稲川交流スポーツエリア管理運営規則第5条第2号
- ②湯沢市河川敷運動広場管理運営規則第4条第2号
- ③湯沢市営野球場管理運営規則第6条第2号
- ④湯沢市健康ドーム管理運営規則第5条第2号
- ⑤湯沢市B&G海洋センター管理運営規則第4条第2号
- ⑥湯沢市体育館管理運営規則第4条第2号
- ⑦湯沢市ヘルシーパーク管理運営規則第3条第2号
- ⑧湯沢市立武道館管理運営規則第7条第2号
- ⑨湯沢市立弓道場管理運営規則第5条第2号
- ⑩湯沢市雄勝スポーツセンター管理運営規則第5条第2号

3 改正の場合の変更点

①湯沢市稲川交流スポーツエリア管理運営規則

条項	現在の内容	改正案
第5条 第2号	(使用料の減免) 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 日本スポーツ協会、 <u>秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u> 、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は	(使用料の減免) 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 日本スポーツ協会、 <u>秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u> 、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は

	湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する 場合 免除 (3)～(8) 略	湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する 場合 免除 (3)～(8) 略
--	--	--

②から⑩の規則についても、上記と同じく「使用料の減免」に関する条項の改正になります。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則

令和5年 月 日
教育委員会規則第 号

(湯沢市稲川交流スポーツエリア管理運営規則の一部改正)

第1条 湯沢市稲川交流スポーツエリア管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市河川敷運動広場管理運営規則の一部改正)

第2条 湯沢市河川敷運動広場管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市営野球場管理運営規則の一部改正)

第3条 湯沢市営野球場管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市健康ドーム管理運営規則の一部改正)

第4条 湯沢市健康ドーム管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市B & G海洋センター管理運営規則の一部改正)

第5条 湯沢市B & G海洋センター管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市体育館管理運営規則の一部改正)

第6条 湯沢市体育館管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第46号）の一

部を次のように改正する。

第4条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市ヘルシーパーク管理運営規則の一部改正)

第7条 湯沢市ヘルシーパーク管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市立武道館管理運営規則の一部改正)

第8条 湯沢市立武道館管理運営規則（平成19年湯沢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市立弓道場管理運営規則の一部改正)

第9条 湯沢市立弓道場管理運営規則（平成19年湯沢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市雄勝スポーツセンター管理運営規則の一部改正)

第10条 湯沢市雄勝スポーツセンター管理運営規則（平成27年湯沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、秋田県体育協会、湯沢市体育協会」を「、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県体育協会及び湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">湯沢市稲川交流スポーツエリア管理運営規則</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>
<p style="text-align: center;">湯沢市河川敷運動広場管理運営規則</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催</p>

<p>する事業に使用する場合 免除 (3)～(9) 略</p>	<p>する事業に使用する場合 免除 (3)～(9) 略</p>
湯沢市営野球場管理運営規則	
<p>(使用料の減免) 第6条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除 (3)～(9) 略</p>	<p>(使用料の減免) 第6条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除 (3)～(9) 略</p>
湯沢市健康ドーム管理運営規則	
<p>(使用料の減免) 第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除 (3)～(8) 略</p>	<p>(使用料の減免) 第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除 (3)～(8) 略</p>
湯沢市B & G海洋センター管理運	

<p style="text-align: center;">営規則</p>	
<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>
<p style="text-align: center;">湯沢市体育館管理運営規則</p>	
<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(9) 略</p>
<p style="text-align: center;">湯沢市ヘルシーパーク管理運営規則</p>	
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>

第3条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除

(3)～(8) 略

湯沢市立武道館管理運営規則

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除

(3)～(9) 略

湯沢市立弓道場管理運営規則

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

第3条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除

(3)～(8) 略

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除

(3)～(9) 略

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>
<p>湯沢市雄勝スポーツセンター管理運営規則</p>	
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>
<p>第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第5条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県体育協会、湯沢市体育協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日本スポーツ協会、秋田県スポーツ協会、湯沢市スポーツ協会</u>、湯沢市芸術文化協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は湯沢雄勝小学生スポーツ交流実行委員会が主催する事業に使用する場合 免除</p> <p>(3)～(8) 略</p>

議案第38号

湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について

湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、関係する要綱の改正を行うものです。

湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、関係する要綱の一部を改正するものです。

2 規則等の改正の理由

令和5年5月12日に湯沢市体育協会が湯沢市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、以下の要綱の一部を改正するものです。

- ①湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱第3条
- ②湯沢市中学校部活動指導員要綱第14条
- ③湯沢市部活動協議会設置要綱別表

3 改正の場合の変更点

①湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱

条項	現在の内容	改正案
第3条	略 (1) <u>湯沢市体育協会</u> (2) ~ (3) 略	略 (1) <u>湯沢市スポーツ協会</u> (2) ~ (3) 略

②湯沢市中学校部活動指導員要綱第14条

条項	現在の内容	改正案
第14条	(地域との連携) 校長及び教育委員会は、指導員の確保に資するため、 <u>地域の体育協会</u> 、スポーツ団体、スポーツクラブ、芸術関係団体、社会教育関係団体等との連携を積極的に図るものとする。	(地域との連携) 校長及び教育委員会は、指導員の確保に資するため、 <u>地域のスポーツ協会</u> 、スポーツ団体、スポーツクラブ、芸術関係団体、社会教育関係団体等との連携を積極的に図るものとする。

③湯沢市部活動協議会設置要綱別表

条項	現在の内容	改正案								
別表	<table border="1"> <tr> <td>団体等</td> <td><u>湯沢市体育協会</u> —</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下、略</td> </tr> </table>	団体等	<u>湯沢市体育協会</u> —		以下、略	<table border="1"> <tr> <td>団体等</td> <td><u>湯沢市スポーツ協会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下、略</td> </tr> </table>	団体等	<u>湯沢市スポーツ協会</u>		以下、略
団体等	<u>湯沢市体育協会</u> —									
	以下、略									
団体等	<u>湯沢市スポーツ協会</u>									
	以下、略									

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年8月9日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示

令和5年 月 日

教育委員会告示第 号

(湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱(平成31年湯沢市教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「湯沢市体育協会」を「湯沢市スポーツ協会」に改める。

(湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部改正)

第2条 湯沢市中学校部活動指導員要綱(令和2年湯沢市教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第14条中「地域の体育協会」を「地域のスポーツ協会」に改める。

(湯沢市部活動協議会設置要綱の一部改正)

第3条 湯沢市部活動協議会設置要綱(令和5年湯沢市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「湯沢市体育協会」を「湯沢市スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

湯沢市体育協会の名称変更に伴う関係要綱の整理に関する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に拠点を置く団体で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>湯沢市体育協会</u> _____</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に拠点を置く団体で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>湯沢市スポーツ協会</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p style="text-align: center;">湯沢市中学校部活動指導員要綱</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第14条 校長及び教育委員会は、指導員の確保に資するため、<u>地域の体育協会</u> _____、スポーツ団体、スポーツクラブ、芸術関係団体、社会教育関係団体等との連携を積極的に図るものとする。</p>	<p>(地域との連携)</p> <p>第14条 校長及び教育委員会は、指導員の確保に資するため、<u>地域のスポーツ協会</u>、スポーツ団体、スポーツクラブ、芸術関係団体、社会教育関係団体等との連携を積極的に図るものとする。</p>

議案第39号

令和4年度教育行政評価について

令和4年度湯沢市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（教育行政評価）を別紙のとおり提案する。

令和5年8月8日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武石 睦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定による令和3年度の教育行政の点検及び評価報告書について、お諮りするものです。

第7回 教育委員会 協議・報告事項

<協議事項>

教育総務課

- ・山田中学校統合について

(資料1)

追加資料

議案第34号	令和5年8月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の 申出について(令和5年度8月補正予算)	
	・ 稲川野球場グラウンド等改修工事について	… 1
議案第36号	令和5年第3回湯沢市議会定例会の議案に対する意見 の申出について(令和5年度9月補正予算)	
	・ 9月定例会に提出する予算一覧	… 3
	・ 湯沢文化会館大規模改修について	… 4

稲川野球場グラウンド等整備改修工事における増工について

稲川野球場グラウンド等整備改修工事において、外野グラウンドの新たな人工芝舗装を施工するため、既存の路盤部を計画している路床部まで掘削し、C B R 試験（注 1）を行ったところ、路床の支持力（硬さ）が人工芝舗装の基準に満たないことが判明しました。この状態で施工した場合、人工芝を良好な状態で維持することができないため、必要な硬さを確保する路床改良工事が必要となっています。

つきましては、上記に加え、現場の精査から老朽に伴い新設が必要な給水管や通路の舗装補修等を追加して施工したく、増工をお願いするものです。

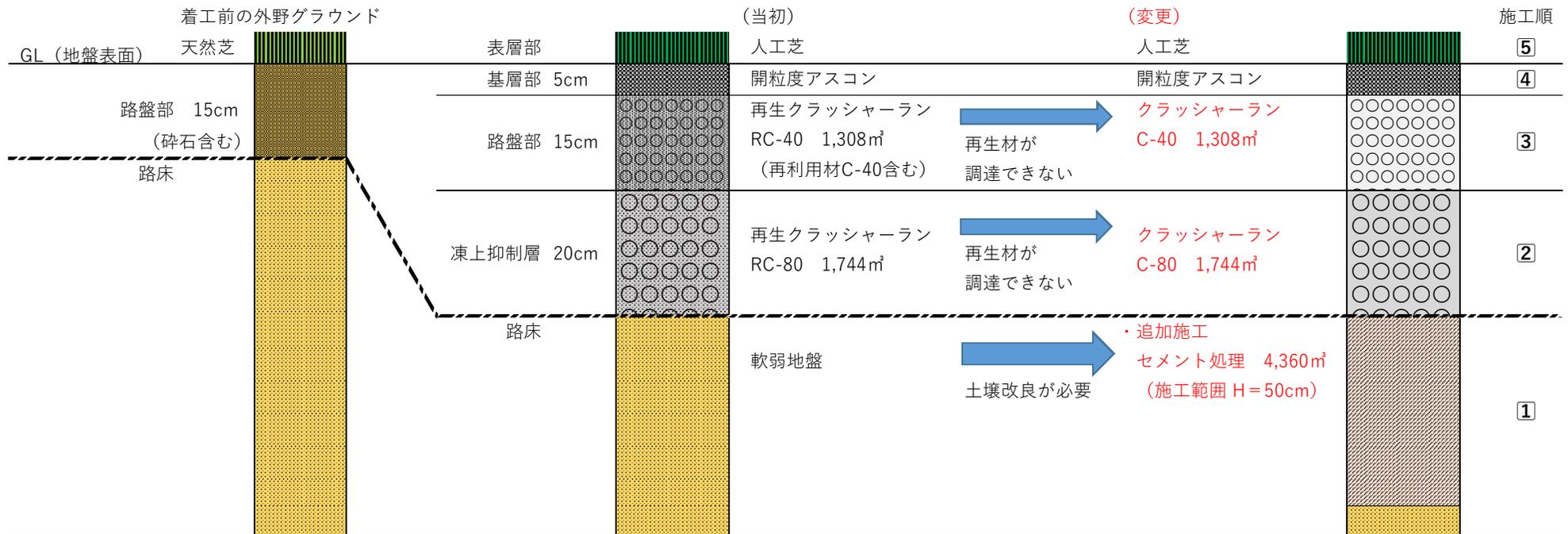
注 1 C B R 試験とは

アスファルト舗装（人工芝舗装含む）の路盤構成を決める際に用いられる道路の路床土支持力を調べる試験方法です。なお、C B R とは、路床や路盤の強さ（硬さ）の指数で、人工芝舗装に必要な指数は 3 となります。（現状の路床 C B R 指数は 0.3～1.9）

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 稲川野球場グラウンド等整備改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 湯沢市三梨町字間明田140番地 |
| 3 | 増 工 概 要 | グラウンド整備工
①外野グラウンド人工芝舗装
路床改良 4,360㎡
材料変更 再生砕石から砕石に変更
②内野グラウンドクレイ舗装
材料変更 再生砕石から砕石に変更
③外野給水管撤去
④内野散水栓撤去・新設
⑤通路舗装補修 228㎡ |
| 4 | 補 正 の 額 | 42,053,000円 |
| 5 | 今後の対応 | 令和5年8月 臨時会での補正予算議決後、変更契約の諸手続き
// 株式会社サードニクス建設と変更仮契約を締結 |

稲川野球場グラウンド等整備改修工事における増工を必要とする状況

■外野グラウンド（人工芝8,720㎡）



9月定例会に提出する予算など

(単位：千円)

教育総務課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	小学校施設管理費	3,357	・山田小学校体育館壁修繕、湯沢東小学校・稲川小学校エアコン修繕等修繕料の増 ・山田小学校体育館床修繕実施設計業務委託・体育館支障木伐採処理業務委託料の増 ・湯沢西小学校外灯交換工事請負費の増
2	中学校施設管理費	10,931	・湯沢北中学校エアコン修繕、山田中学校特別教室換気扇修繕・男女トイレ修繕等修繕料の増 ・湯沢南中学校・稲川中学校特別支援学級教室エアコン設置工事実施設計業務委託、湯沢北中学校倒木危惧木伐採処理業務委託料の増 ・湯沢南中学校・稲川中学校特別支援学級教室エアコン設置工事、稲川中学校特別支援学級教室（難聴）改修工事請負費の増
3	湯沢南中学校教育振興費	266	・義務教育教材備品（バレーボール用支柱）購入費の増
4	稲川中学校教育振興費	180	・令和5年度総合的な学習の時間（起業体験学習事業／稲川ゼミナール）における商品開発用リング樹木借り上げに係る植木借上料の増
5	(歳入) 総務費委託金	△ 4	・実績額の確定による減 令和5年度学校基本調査市町村交付金

生涯学習課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	社会教育総務費	10	市民が社会教育や社会体育に関する各種大会、研修、会議等に参加する経費の一部を補助することにより、市の社会教育、芸術文化、スポーツ、レクリエーションの振興に資する「湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金」の申請見込みによる増。 ・第43回全日本バレーボール小学生大会全国大会(東京都) @10,000円×出場予定補助対象者数 1人=10,000円
2	湯沢文化会館施設整備事業	267,492	・湯沢文化会館大規模改修工事の増 ・展示品、備品等移転業務の増

湯沢文化会館大規模改修工事について

1 改修工事に係る実施設計について

「湯沢文化会館機能向上事業計画（概算事業費 20 億 9 千万円）」に盛り込んだ改修項目に基づき実施設計を行ったところ、資材・労務費の価格高騰で増額となった項目がある一方、施工方法等を見直しして費用を抑えられた項目もあり、改修工事は計画で示した概算事業費内で実施できる設計となっている。

なお、機能向上事業計画策定後に、大ホールに冷・温風を送る空調機の機能が著しく低下し、継続使用が困難になったため、その更新費用を追加して改修する実施設計とし、総事業費は次のとおり増額となっている。

2 改修事業費について

総事業費 2,366,093千円

うち実施設計業務 49,999千円（令和4年度～5年度実施）

継続費 2,316,094千円（令和5年度9月補正予算計上）

- 内訳
- ・ 建築工事 532,400千円（令和5年度分 122,862千円）
（中ホール特定天井・エントランスロビー特定天井改修、舞台機構改修など）
 - ・ 電気設備 1,059,784千円（令和5年度分 81,522千円）
（非常用発電設備・受変電設備・中央監視盤等の更新、電灯設備のLED化、舞台照明・音響改修など）
 - ・ 機械設備 693,110千円（令和5年度分 53,318千円）
（トイレの洋式化、受水槽・給排水設備の更新、空調設備の更新など）
 - ・ 工事監理業務 30,800千円（令和5年度分 7,108千円）

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 既存掲示品・既存備品等搬出 ～令和5年12月
- ・ 事務室移転（文化交流センター事務室に移転）
令和5年12月～令和6年1月
- ・ 大規模改修工事 令和6年1月～令和7年1月
- ・ 事務室移転、既存掲示品・既存備品等搬入作業 令和7年2月～3月
- ・ リニューアルオープン 令和7年4月

継続費見積書

10款 教育費

04項 社会教育費

01目 社会教育総務費

31000事業 湯沢文化会館施設整備事業

節	細節	名称	見積額	説明内容及び算出基礎	年割額			
					(千円)	令和5年度	令和6年度	
12		委託料	(千円) 30,800		(千円) 30,800	7,108	23,692	
	035	施工管理業務	30,800	工事監理業務 30,800 湯沢文化会館大規模改修工事監理業務委託	30,800	7,108	23,692	
14		工事請負費	2,285,294					
	001	工事請負費	2,285,294	工事請負費 2,285,294	2,285,294	257,700	2,027,594	
				湯沢文化会館大規模改修工事(建築主体) 484,000,000円×1.10=532,400,000円	532,400	532,400	122,862	409,538
				湯沢文化会館大規模改修取工事(電気設備) 963,440,000円×1.10=1,059,784,000円	1,059,784	1,059,784	81,522	978,262
				湯沢文化会館大規模改修工事(機械設備) 630,100,000円×1.10=693,110,000円	693,110	693,110	53,316	639,794
		事業の計	2,316,094		2,316,094	264,807	2,051,287	0